「熊谷市債権管理条例」（案）について

１　条例制定の趣旨と経緯

市は、市民の皆様から納めていただいた貴重な税金や使用料などの債権を財源として行政サービスを提供しています。それらの債権を適正管理することは、自主財源を確保し健全な財政を維持することはもとより、市民負担の公平性を保つ上でも非常に重要です。

市民の皆様は行政サービスを等しく受ける権利を持つとともに、その負担を分任するものですが、債権が適切に回収されず、負担が偏ることになれば、市民負担の公平性が損なわれることになります。

このため、本市では、令和２年度から熊谷市債権管理庁内検討委員会を設置し、徴収事務の統一的な基準等の整備や徴収が困難となっている債権の移管について検討を進めるなど、債権管理の強化に取り組んできました。

債権管理を行う上で、所在不明や破産などの理由から、債権回収の見込みがなく、徴収不能となる債権の整理などが課題として挙げられます。特に、私債権については、消滅時効において債務者による時効の援用を要することや債権放棄に議会の議決を要することなどから、機動的な対応が難しく、効率的な管理が課題となっています。

こうした課題に対応し、債権管理の適正化を一層進めるため、熊谷市債権管理条例を制定することとなりました。

また、令和４年４月から新設した債権管理担当部署に、徴収が困難となっている債権を移管し、一元化を図ります。

これらにより、債権管理に必要な手続や統一的な基準を定め、適正な管理を行うことで、市民負担の公平性の確保を図ります。

2　債権の分類

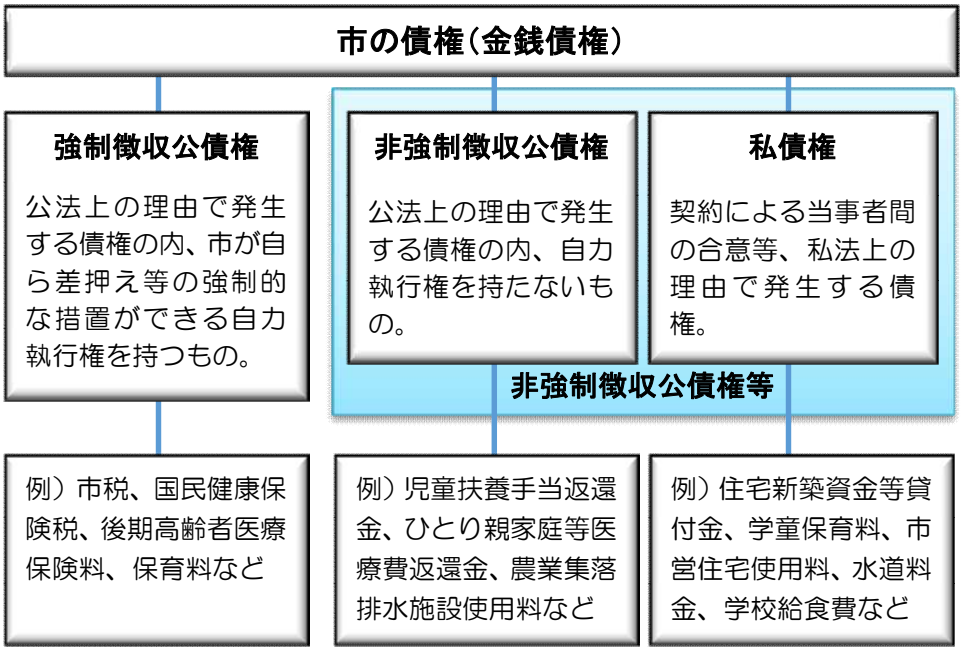

3　債権管理の課題と条例制定による効果

債権管理の課題

①統一した処理方針・基準がないため、債権ごとの対応に差が出ている。

②債権ごとに根拠となる法律が異なり、各部署に専門的な知識が求められる。

③回収が見込めない債権であっても放棄できず、延々と管理し続けている。

条例制定による効果

①統一した処理方針・基準により、適正な債権管理を行うことができる。

②徴収が困難な債権は、滞納整理を専門とする部署への移管により、適切な事務を行うことができる。

③回収不能債権の放棄により、未収金の縮減や回収の見込みがある債権に注力することができる。

4　条例の基本的考え方

- 市の所有する全ての債権について統一した事務処理方針・基準を定め、債権ごとに適用される法令等に基づき、適正な債権管理を行います。
- 債権管理に必要な管理台帳を整備し、各部署が保有する個人情報を厳格な要件のもと利用できるようにします。
- 滞納者の納付資力を見極め、資力があるにもかかわらず納付しない者に対しては、厳格に対処することを基本姿勢とします。一方、様々な手段を講じても、事実上回収できる見込みがない債権については、債権放棄を行い、回収可能な債権に注力できるようにします。

５　条例の骨子案

１．目的

市の債権管理について統一した基準などを定めることにより債権管理の適正化を図ることを目的とします。

２．定義

地方自治体の債権は、金銭の給付を目的とする権利とされています。
また、債権の区分について、一般的には公法上（※1）の原因に基づいて発生する債権が「公債権」、私法上（※2）の関係に基づいて発生する債権が「私債権」と分けられており、さらに「公債権」は、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる自力執行権の有無により「強制徴収公債権」と「非強制徴収公債権」とに分けられ、それぞれの用語を定義します。

（※1）公法上…地方税法や地方自治法等に基づくもの。
（※2）私法上…民法に基づくもので、主に契約によるもの。

３．法令等との関係

債権の管理に関しては、法律、政令、条例、規則など、それぞれに規定がありますが、法令等に特別の定めがある場合を除き、市の債権管理についてはこの条例により処理することを定めます。

４．市長の責務

市長は、法令等の定めるところにより市の債権管理を適正に行う責務があることを定めます。

５．台帳の整備

市の債権を適正に管理するために、債権に関する正確な記録が必要であるため、債権管理台帳の整備を義務化するとともに、債権管理に必要な記載事項を統一します。ただし、債権の性質上特にその必要がないと認められるときは、整備しなくてもよいこととします。

６．債務者に関する情報の共有

市が保有する情報に関しては、広く一般的に、地方公務員法上の守秘義務が課せられており、特に、市税債権に関し保有する情報については、厳しい地方税法上の守秘義務が重ねて課せられています。また、これらの守秘義務に加えて、市の個人情報保護条例による保護もなされています。

したがって、債務者（※3）に関する情報は、その情報を保有するにあたり特定された目的以外に利用することは原則としてできませんが、債権管理の適正化を図るため必要があると認める場合は、相互に利用する（法令等の規定に基づき相互利用が可能なものに限る。）ことができることを定めます。

（※3）債務者…一定の給付（金銭等を支払う）義務を持つ人。

７．督促

市の債権について、履行期限までに履行されないときは、期限を指定して督促（※4）を行います。

（※4）督促…債務者が、その納入の期限を過ぎても、なお、その債務の履行（金銭の支払）をしない場合に、期限を指定してその納入を催告する行為。

８．滞納処分、強制執行、猶予等

市の債権について、督促をした後、相当の期間が経過してもなお履行されないときには、法令等に基づき、滞納処分（※5）、強制執行（※6）等の手続をとることを定めます。

ただし、納入資力がないと判断した場合は、強制徴収公債権については徴収の猶予（※7）、換価の猶予（※8）、滞納処分の停止（※9）、非強制徴収公債権及び私債権については徴収停止（※10）や履行期限の延長（※11）等、徴収の緩和措置をとることを定めます。

（※5）滞　納　処　分…市が自ら滞納者の財産を差し押さえ、その財産を金銭に換えて債権に充てる等の強制的な措置。
（※6）強　制　執　行…裁判所により滞納者の財産を差し押さえ、その財産を金銭に換えて債権に充てる等の強制的な措置。
（※7）徴 収 の 猶 予…一定期間、徴収の手続を差し控える措置。
（※8）換 価 の 猶 予…一定期間、差し押さえた財産を金銭に換えることを差し控える措置。
（※9）滞納処分の停止…滞納者に財産が無い場合などに、滞納処分を取りやめる措置。
（※10）徴　収　停　止…滞納者に財産が無い場合などに、徴収手続を取りやめる措置。
（※11）履行期限の延長…法令に定める要件に当てはまる場合に、納期限を延長する措置。

９．債権の放棄

非強制徴収公債権及び私債権について、事実上回収の見込みがない一定の要件を満たす債権については、市長の権限により債権の放棄ができることを定めます。

また、債権を放棄したときは、これを議会に報告します。

なお、債権の放棄ができる要件は、次のとおりとします。

（１）債務者が著しい生活困窮状態又はこれに準ずる状態にあり、資力の回復が困難で弁済できる見込みがないとき。

（２）破産法その他の法令の規定により、債務者が当該債務の免責を受けたとき。

（３）債務者が死亡し、限定承認（※12）があった場合、相続人全員の相続放棄又は相続人が存在しない場合において、相続財産による当該債権の弁済ができる見込みがないとき。

（４）強制執行等をしてもなお、完全に履行されない非強制徴収公債権等について、強制執行等の後に債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で弁済できる見込みがないとき。

（５）徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過してもなお、債務の履行が困難又は不適当であるとき。

（６）債務者が失踪、行方不明その他これらに準ずる状態にあり、当該債権について弁済する見込みがないと認められるとき。

（７）私債権について消滅時効（※13）に係る時効期間が満了等したとき。

（※12）限定承認…相続人が遺産を相続するときに、これによって得た財産を限度とする相続方法。

（※13）消滅時効…権利を行使しない状態が一定期間継続することで、権利を消滅させる制度。

１０．委任

この条例の施行に関して、必要な事項を規則で定めます。

６　今後のスケジュール

令和４年９月　　議会へ条例案を提案（市議会９月定例会）

令和５年１月　　熊谷市債権管理条例　施行予定